

【自転車使用者の義務】

車両使用者は、道路交通安全に関する法令に従って、常に安全運転を心掛けると共に次の義務を負うものとする。

- ① 事業所内駐車(輪)場においては、指導者の指示に従うこと

【運転禁止】

自転車使用者は、次の場合は自転車の運転をしてはならない。

- ① 飲酒したとき
- ② 疲労、疾病の為に心身が疲労しているとき
- ③ 整備不良のとき
- ④ その他、道路交通に関する法令が禁止している事項に該当するとき
代表例:夜の無灯火運転、ながら運転、傘さし運転、歩道の走行

【その他遵守事項】

車両使用者は、次の事項を守らない場合は、車両の使用を禁止する。

- ① 任意保険には必ず加入すること
- ② 指定場所以外に駐車(輪)しないこと
- ③ 駐車(輪)場内での物損事故は、当事者間で処理すること
- ④ 届出事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること

【提出必要書類】

- ① 自転車保険証の写し(更新の都度提出のこと)または TS マークステッカー
- ② 上記書類の提出(更新分含む)がされない場合は車両の使用は認められません。入社手続き時、更新時に必ず提出のこと
- ③ 通勤経路及び手段に変更がある場合は事前に所属オフィスに届け出ること

上記規定を確認し、許可申請をする意思表示の上、送信ボタン押下により提出とみなします。